

平成25年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年6月17日(月)

議事日程(第4号)

平成25年6月17日午前10時開議

日程第1 報告第2号ないし報告第11号

日程第2 議案質疑 議案第45号ないし議案第56号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第2号ないし報告第11号(採決)

日程第2 議案質疑 議案第45号ないし議案第56号

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 嶋 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
檜村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
中村 弘 監査委員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 金 子 充 議 事 係 長
榊 一 行 総 務 係 長

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第2号ないし報告第11号

○後藤守議長 日程第1，報告第2号から報告第11号まで、以上10件を一括議題といたします。

○後藤守議長 報告第2号から報告第11号については、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号））、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、以上6件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「報告第4号に反対します」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 それでは、採決いたします。

報告第2号，報告第3号については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号，報告第3号の以上2件については、原案承認することに決しました。

次，報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部

を改正する条例)は、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次、報告第5号から報告第7号の3件につきまして、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号から報告第7号までの3件については、原案承認することに決しました。

次に、報告第8号から報告第10号までの3件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第11号については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

日程第2 議案質疑

○後藤守議長 次、日程第2、議案質疑を行います。

質疑は質問席で答弁は自席で行います。方法については従来どおりといたします。

議案第45号から議案第56号まで、以上12件を一括議題といたします。

通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。

[22番 宇野隆子議員 質問席へ]

○22番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第45号、46号、47号、50号、52号の5件について質疑を行います。

議案第45号及び46号においては、空き地の適正管理に関する条例の制定、空き家の適正管理に関する条例の制定で、空き地と空き家が現在放置されたままになっているという深刻な問題が広がっておりまして、私も同僚議員も一般質問でこの問題を取り上げて対応を求めてきたところですが、国が空き家対策の抜本的な対策方針を示さない中で現状をこのまま放置できない、安全・安心なまちづくりを推進すると提案理由の中にもありますけれども、そういうことで条例の制定に至ったと思います。

そこで議案第45号、88ページについて伺いたいと思います。88ページにあります第6条に助言・指導及び勧告、第7条に措置命令、第8条に公表ということで、段階的な対応になっております。この中で第6条について、「前条の実態調査により」ということで、「空き地が管理不良な状態になるおそれがあると認めるとき、空き地の適正な管理のために必要な措置について助言または指導することができる」と1項にあります。2項では「期限を定めて管理不良な状態の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる」というところで、1項目は実態調査をして所有者の方に助言、あるいは指導すると。その後そのままになっている場合に、今度は期限を定めて必要な措置を講ずるようになるとなっております。

市の火災防止条例などを見ますと、実態を見て助言・指導をしてから期限を区切って勧告するまで大体15日から30日程度となっております。いろいろなケースがあるとは思いますが、今回の6条はどのように助言・指導から勧告に移るのか、その期間のことについての対応を伺いたいと思います。

それから、第8条の公表ですけれども、段階的にこういうような措置をとりながら、公表という最悪の状態を作らないように、まず初期の対応が大事になってくると思います。90ページの施行規則を見ますと、市の広報紙やホームページへの掲載等々載っておりますけれども、公表を8条に挙げた考え方について伺いたいと思います。

次に、議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定についてです。99ページを見ますと、これも第7条に助言・指導及び勧告、第8条には措置命令、第9条に公表とあります。第6条については必要最小限度の措置、緊急安全措置ということで所有者の同意を得て実施する、要した費用は所有者等に請求するということが挙げられておまして、この部分については空き地の取り扱いにはないわけですが、空き家の屋根が今にも道路際に落下しそうだとか外壁が落ちそうだとか、そういうことについて危険だと察知したときに緊急安全措置がとられるのかと思いますが、例えばどういうことなのか、緊急安全措置をどの程度まで措置するのか伺いたいと思います。それから公表の考え方について伺いたいと思います。

次に、議案第47号について伺いたいと思います。議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について、108ページの提案理由には、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月22日に公布、その一部が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、市の子ども・子育て会議を設置するための本条例を制定するとなっております。

これは昨年8月、民主党、自民党、公明党さんの3党で採択された子ども・子育て関連3法にかかわる「子ども・子育て支援法」ですが、これは消費税率引き上げに伴う財源7,000億円を子ども・子育て支援に充てて、国に設置される子ども・子育て会議でより具体的な検討を進めるようにしているわけです。そして今回、各市町村には「子ども・子育て会議の設置に努めるものとする」と努力義務を課しております。109ページの第1条の中で「子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、常陸太田市子ども・子育て会議を設置する」とありますが、この会議がどのような目的で運営されるのか伺いたいと思います。

それから、第3条の組織等ですが、「会議は委員12名以内をもって組織する」、それから、第6条下段にある会議の持ち方ですが、ページ110で「委員の過半数の出席、また会議の議決は出席委員の過半数で決し」とありますが、過半数にした理由、それと「委員12名以内をもって組織する」と「12名以内」ということで組織等を挙げられた理由について伺いたいと思います。どういう関係で12名にしたのかということです。

次に、議案第50号について伺います。市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について、3点伺いたいと思います。1点目は入札の参加資格要件、2点目に落札率の高止まりの理由、3点目にJV（共同企業体）の出資比率について伺いたいと思います。

これは5月20日に一般競争入札に付したのですが、書取書を見ましたところ5者申請して

おりまして、最終的には2者が辞退して、日立土木・須藤特定建設工事共同企業体が1億6,000万円で出しております。次に、岡部・梅原特定建設工事共同企業体1億6,050万円、秋山・秋山特定建設工事共同企業体1億6,070万円ということで、予定価格の99.48%と非常に高い落札率となっております。2点目に挙げましたけれども、これについてなぜ高い落札率になったのか伺いたいと思います。

次に、議案第52号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算について数点伺いたいと思います。

歳出のページ9、総務管理費、目の15、複合型交流拠点施設整備費、補正額933万2,000円。この中の節の12、役務費の広告料3万2,000円の内容について伺います。また、13の委託料914万2,000円、この中の支援アドバイザー業務委託料150万円については、業務委託の内容、それから期間がいつまでなのか伺います。それから、節の委託料の設計委託料760万円について、3・11震災前の設計委託と同じところへ委託するのかどうか伺いたいと思います。

次に、11ページの教育費関係ですけれども、目の10、生涯学習施設費6,450万円補正増ということで、音響改修工事の工事請負費として補正予算が組まれました。この予算は地域の元気臨時交付金の予算が充てられておりますけれども、この生涯学習センターの音響は現在どのような状態になっているのか、そろそろ更新状態にきているのかどうか伺いたいと思います。

それから、今月中旬に太田の市民団体が劇を三日間行っておりますけれども、市民団体のすばらしい劇が真ん中から後ろあたりの方、特に高齢者の方がほとんど聞こえなかったというような意見を出されております。音響装置関係の担当者の中では認識されているかと思いますが、容量とかいろいろありますけれども、こういう部分についての解消も今回の音響改修工事の中で考えられているのか、そのことについても伺いたいと思います。改修工事の内容について伺います。

次の目の4、体育施設費6,209万7,000円の補正増につきまして、節を見ますと13の委託料、15の工事請負費、それぞれ合わせて6,209万7,000円ということで、これは予算を見ますと合併特例債が充てられております。子どもプールの跡地に親水広場をつくるという内容のものであると伺っておりますが、これは当初予算でも出されませんでした。合併特例債を使って一定の予算を使って整備するものですが、いきなり今回の補正で出されて、この親水広場の規模がどうなのか、どういうものをつくるのか皆目見当がつかないと。ですから、やはり大きな補正を出すときには、ある程度配置図、それから規模等々をまとめた参考資料をきちんと出していただきたいと思うんですけれども、そういうものはありませんので、どのような親水広場を今後計画されているのか伺いたいと思います。そして今回補正で上げた理由についても伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例及び議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定に関するご質問にお答えいたします。3点

ございました。

初めに、1点目の助言・指導から勧告までの期間についてでございますけれども、空き地におきましてはその面積、空き家におきましてはその大きさ、または管理不良の状態など、それぞれ異なることが想定されます。このようなことから履行期限の明記はしておりませんが、先ほど議員からご説明がありましたように、火災予防条例における指導の履行状況確認の際と同様に、助言・指導より原則2週間から1カ月を目安として履行状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の公表の必要性、方法及び考え方についてのご質問にお答えします。これらの条例の制定の目的は、個人などの資産である空き地、または空き家の所有者としての管理責任を明示しまして、所有者などによる自発的な管理を促すとともに、その管理状況に応じて助言・指導から勧告、措置命令といった段階的な対応を通してその適正な管理を図っていくものでございます。そして、この条例の実効性の確保のため所有者などの氏名等を公表することを規定しております。

なお、この公表行為の条例への規定に当たりましては、既に空き地条例が施行されていた県内他市へのアンケート調査において、実効性が確保されていない助言・指導などだけでは条例制定の効果は弱いということが運用上の問題点として挙げておる市が約8割ございました。このようなことから、こういったアンケートも参考にした条件としているわけでございます。

また、この公表規定を適用する場合には、一方的な適用はせず事前に所有者等へ意見を述べる機会を設けて、その実情、その内容を精査した上で適用の可否を決定してまいりたいと考えております。

3点目の、議案第46号空き家の適正管理に関する条例の第6条の緊急安全措置について、どの程度まで行うのかというご質問でございますが、緊急安全措置につきましては、空き家に倒壊等の危険な状態が切迫していると認めるときに危険な状態を回避するために講ずる措置でございます。したがって、例えば地象の状況や建物状況によって倒壊するおそれがあるという場合で所有者が措置を講ずることができないといったときに、行政として緊急な暫定補強工事等を措置することが求められております。こういったことにより、必要最小限の強制措置として最低限の補強工事を行うといったことでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

この会議の目的であります。提案理由にもございますように「子ども・子育て支援法」第77条に位置づけられているもので、市子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者などの意見反映を初めといたしまして、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえまして実施することを担保し、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の状況について調査、審議する

ことを目的とするものでございます。

具体的には、教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか、ニーズを満たすに足りる地域子ども・子育て支援事業が今後策定することとなる子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれているか、さらに各種実施事業の点検評価が適切に行われているかなど、これらを確認する重要な役割を果たすべきものになると考えております。

次に、第3条に定める委員の数であります。内閣府の指針におきまして、教育・保育・子育て支援の3本を中心にバランスを配慮し、かつ子育て当事者の参画に配慮した構成により組織されるようにとの要件から、本市といたしましては保健・福祉・教育・小児医療・子育て支援・企業労働とこれらに子育て当事者の参画を含めまして、各分野より選出する12名以内の委員構成で組織するものとしておるところでございます。

また、6条2項の会議成立の定足数及び3項の議決条件を過半数とした理由でございますが、内閣府の設置した国の子ども・子育て会議につきまして、政令が定めた要件に準じたものであります。

以上です。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 議案第50号常陸太田市里美地区統合小学校建築工事請負契約についてのご質問にお答えいたします。3点ございました。

まず、入札の参加資格要件ですが、これは一般競争入札ということで2社による共同企業体、いわゆる「JV」を条件としております。JVを代表する構成員、いわゆる代表構成員については、隣接または隣々接市町村に本店を有する者であること、それから、名簿に掲載された建築の総合評定値（P点）が900点以上であること、過去20年以内に同種・類似工事の経験を有する者であること、管理技術者を専任で配置できることとしております。もう一方の構成員につきましては、市内に本店を有する者であること、建築格付がBランク以上であること、国家資格を有する技術者を専任で配置できることといたしました。

また、2点目の落札率が高止まりしているのご質問ですが、建築工事につきましては、茨城県内においても入札不調や高落札となっている案件が多数見受けられます。さらには、作業員や技術者の人件費の上昇など、いまだ東日本大震災の影響が続いているものと思われま。

また、小中学校・幼稚園の耐震改修工事について、国の方針により平成27年度までに完了することとされているため、県内においても建築工事の発注が集中している状況にあります。以上のことから高い落札率になっているのではないかと考えております。

3点目ですが、共同企業体の出資率については各構成員30%以上を条件としておりまして、契約の相手方であります日立土木・須藤特定建設工事共同企業体における出資比率につきましては、代表構成員の日立土木株式会社が70%、構成員の株式会社須藤建設が30%となっております。

以上でございます。

○後藤守議長 産業部長。

○**樫村浩治産業部長** ただいまの複合型交流拠点施設整備費についてのご質問にお答えいたします。

初めに、節12、役務費の広告料及び手数料につきましては、いずれも「土地収用法」の事業認定申請に係るものでございます。広告料は「土地収用法」の手続の中で事業認定申請前に事業に関する事前説明会を開催することが法により義務づけられております。この開催の広告を新聞等に掲載するための費用でございます。手数料につきましては、「土地収用法」事業認定申請に係る手数料で、茨城県手数料徴収条例に基づくものでございます。

続きまして、節13、委託料の中の支援業務委託料でございますが、これは今後具体的に施設整備を進めていくために必要な施設整備計画や運営計画、またオープンに向けた各種諸準備作業等を進めていくための支援業務でございます。具体的には、基本設計や部門別、また施設ごとの運営に関する事業展開の具体策や、その運営マニュアル、さらには経営計画など全般にわたる支援業務であります。なお、委託期間につきましては、7月から年度末までを予定しております。

次に、同じく委託料の中の設計委託料でございますが、これは基本設計委託料でございます。まず、この基本設計でございますが、震災前の平成22年度にプロポーザル方式により業者を選定し委託契約を結び作業を進めておりましたが、さきの東日本大震災の復旧・復興を優先するために、この基本設計業務は業者との協議の上、それまでの出来高を精算いたしまして、その出来高を支払うことで契約は一時解除することで合意したものでございます。

また、今回の予算でございますが、見直し計画においては、施設規模は縮小されたものの、目的や場所、また一部追加もございますが、基本的な機能等の施設設計の基本となる事項等につきましては大きな変更点がないため、震災前に進められてきた内容を生かした基本設計業務を行うことが適当であろうということから、規模を縮小した計画に基づく設計費から先ほどの出来高を案分いたしまして、その分を差し引いた額を予算として計上させていただいたものでございます。

また、委託先についてのお尋ねでございますが、ただいまご答弁申し上げましたように、常陸太田市複合型交流拠点施設基本設計プロポーザル審査委員会におきまして、会社実績、それから実施体制、本事業に対する理解度、特定テーマに対する提案、それに基づく施設の配置計画などを含めた技術提案など、会社の総合力が高く評価され選定された業者でございます。今回の見直し計画においては、施設の建築面積は縮小されたものの、整備場所、計画、面積、施設等の基本となる事項については震災前と同様であるために、震災前のこれまで協議を進めてきた内容を継承した、また生かした基本設計業務を行うことが適当であると考えているところでございます。

最後に、不動産鑑定につきましては平成22年度に一度行っておりますが、鑑定から3年以上経過しておりますことから再鑑定をするものでございます。

以上でございます。

○**後藤守議長** 教育次長。

○**山崎修一教育次長** 議案第52号一般会計補正予算の10目生涯学習費の補正予算のご質問にお答えいたします。

15節工事請負費の予算6,405万円につきましては、生涯学習センターふれあいホール音響設備改修工事でございます。生涯学習センターふれあいホールは、音楽発表会、講演会、イベント等、多くの市民に利用されております。しかしながら、平成11年4月に完成以来14年を経過していることから、計画的に順次機器等の更新を行っております。音響設備につきましては、老朽化に伴いスイッチやボリュームの接触不良、ノイズが発生するなどのふぐあいが生じております。今回地域の元気づくり臨時交付金の交付を受けまして音響設備の改修を行うものでございます。

工事内容といたしましては、音響調整卓、アンプ・スピーカー・マイクロホン設備等の更新工事となります。現在と同程度の能力の機器の導入を考えております。特に今回の改修により、これまでアナログ方式であった音響システムをデジタル方式に改修いたします。この改修により、ノイズの削減やさまざまなデジタル機器との連携が可能となり、ホール利用の幅が広がるものと期待しております。

次に、4目体育施設費山吹運動公園親水広場設計業務委託料及び整備工事についてお答えいたします。

初めに、今回補正予算計上した理由でございますが、山吹運動公園親水広場整備工事につきましては、当初平成26年度に整備工事を予定しておりましたが、山吹運動公園の遊具整備工事を本年度実施するに当たり、配置計画等を検討した結果、遊具と親水広場の配置を一体的に整備したほうが利便性が高いと判断し、子育て環境の充実を図る上からも1年前倒しで整備することとしたため、今回補正予算となりました。

次に、親水広場整備工事の内容につきましては、市民プールの跡地の一部、約2,600平方メートルを造成し、そこに遊具とあわせて親水広場を整備いたします。親水広場につきましては、これから実施設計を行うこととなりますが、計画といたしましては、地面数カ所からランダムに水が噴き出すなど、就学前の幼児が水に直に触れたり、水遊びができるような親水施設の整備を予定しております。子どもたちが遊具と水に触れて遊ぶ様子を親が優しく見守るような施設を整備し、子育て環境の充実を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 引き続き質疑を行いたいと思います。

議案第45号、議案第46号、空き地及び空き家の適正管理に関する条例の制定ですけれども、先ほどご答弁いただきまして了解いたしました。やはり初期の対応が一番大事かと思えます。こういう空き家、空き地の問題などは、特に市民協働の中で、これまでも近所の高齢者の方が住んでいるところの空き地などは町内会などでやってあげるということもありますので、やはりそういった市民協働、町会等のつながりも壊さないようにしながら、どうしても進まない空き地などについては、やはり段階的にこのような方法で進めてほしいと思います。

46号の空き家の問題についても、既に廃屋となって防災・衛生・景観などから近隣の住民にとって危険な状態だということで、そういうものについてはやはり一刻も早く解体が進むように

このような条例制定，法整備が必要かと思えますけれども，これについてもやはりまずは初期の対応ということを重点的に進めていただきたいと。そういうところで，もう一度進め方，対応の仕方についてお伺いできればと思います。

議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定についてですけれども，子育て支援ということで総合的，計画的，あるいはさまざまな調査，審議をしていくというようなことでありますが，この中で第3条の「委員は12名以内をもって組織する」と，ご答弁の中で内閣府から政令で説明したとおりの過半数というようなことで上げたということでもあります。

実際，京都などを見ましたら25名ほどで組織しているところもあるわけですが，子育て支援等々，認可保育園とか保育所，幼稚園のさまざまな問題などもありますけれども，そういう問題を審議していただく上で12名で本当に足りるのかどうか。政令の中では12名以内ということですが，本当にそれでできるのかどうか，その辺をどのように思っているのか伺いたいと思います。

それから，この事業の策定計画の実施に当たってですけれども，最初に述べましたが，これは消費税増税の財源を充てるということになっております。ですから，この子育て支援3法そのものが消費税増税と一体化というようなことですが，そういう財源についてどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

次に，議案第50号里美地区統合小学校建築工事請負契約についてですけれども，これは参加要件を隣接，隣々接まで広げたということですが，そうしますと，先ほどP点900点以上とか，過去20年以内に工事を行っているとか，いろいろ出されましたけれども，隣々接まで広げてこの要件に合う事業者が何者あるのか伺いたいと思います。

それから，落札率が99.47でほとんど予定価格の100%に近いんですけれども，なぜかとお聞きしましたところ，作業員などの賃金の上昇も1つの理由として出されましたが，実際賃金がどのくらい上がっているのかということについて伺いたいと思います。私も知り合いの孫請あたりの方にお聞きしますと，そうそう賃金が上がっているというようなことでもなさそうですけれども，この辺はきちんと調べた上でご答弁されているのかどうか伺いたいと思います。

議案第52号平成25年度一般会計補正予算についてですけれども，ページ9の複合型交流拠点施設整備費です。いろいろ丁寧に説明はいただきましたが，この中の設計委託料760万円，これは平成22年度に一部プロポーザル方式で行って，それで出来高払いということで契約を「一部解除」と聞き取ったんですけれども，今回，そのときプロポーザルで出した企業に引き続き委託をお願いするのか，そのことについて1点伺いたいと思います。

教育費の生涯学習センターの施設費の音響改修工事ですけれども，先ほど常陸太田市内の市民劇団の劇で，後ろから半分，特に高齢者の方が聞こえなかったと，私も何人かの方に聞いたんですが，それは音響設備が更新しなければならない時期でノイズが発生するのか，スピーカーやアンプが非常に老朽化して音の通りが悪いということで，更新すればある程度後ろのほうまで聞こえるようになるのかどうか。容量は同じだということですが，そこら辺はどのような配慮をされているのか伺います。

それから、体育施設の親水広場の整備ですけれども、これについては何の資料も出さなかったということで1つ反省していただきたいんです。そちらこちらに親水工事もありますから、私も大体イメージは湧きますけれども、やはりある程度の概要を出していただいた上で補正として上げるということが誠意ある予算の補正の出し方だと思います。

先ほど 2,600 平米を造成し、子どもたちが水遊びができるようなということですが、これでもほんの一部しか想像できないわけです。遊具と一体化ということで、プールの跡地に遊具がどの辺に配置されるとか、親水広場がどの辺にできるのかとか、水遊びというけれども、こういう親水広場をつくって水が流れて、その中で子どもたちがぴちゃぴちゃ水遊びが安全にできるようなところなのか、あるいは噴水などをつくって噴水から水が出るようになるのかどうか、こういう部分もまだ説明が足りないんです。わかりません、これでは。今の説明だけではわかりませんので、実施設計の前に、具体的にこういうものをつくる、ああいうものを考えているとか、もう少しご答弁をお願いしたいと思います。

2 回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 議案第45号及び議案第46号についての助言・指導の際の対応についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、所有者などへの自発的な適正管理を促していくためには、初期段階の助言・指導の際における対応が重要であると考えております。そのために助言・指導に際しては、所有者などから事情を伺いまして、場合によっては処理業者の紹介、さらには地域住民との仲介など、その実情に合わせて対応していきたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

○塙信夫保健福祉部長 議案第47号に関しまして、先ほど議員から内閣府の指針で12名というお話がありましたが、内閣府から指示されている内容につきましては、教育・保育・子育て支援の3本を中心としてバランスに配慮し、かつ子育て当事者の参画に配慮した構成ということになります。そういう中で、本市といたしましては各分野から抽出いたしまして、12名以内の委員ということで構成しようとしているものであります。

議員ご指摘の委員の数、それから事業の審議をしていく上で人数が足りるのかということになります。特に子育て当事者の意見が大切になってくると考えております。この子育て当事者の意見につきましては、子ども・子育て支援事業計画の作成に当たりまして、大きな規模でニーズ調査を実施することを計画しておりますので、その中で反映させていきたいと考えております。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 2点ございました。まず1つは、入札参加要件で隣々接市町村まで対象を広げた場合17者となります。それから、人件費が上がっているのかというご質問ですが、国土交通省から技能労働者の賃金水準について文書で通知があります。平成25年度の公共工事設計労務単価については全国平均で約15%、被災3県の平均では約21%の上昇となっているということです。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 2点のご質問でございます。1点目の契約の解除については、一部ではなく全て解除ということでございます。2点目の今後の設計についてですが、先ほどご答弁させていただいたとおり、震災前の内容等を生かした基本設計業務を行うことが適当であると考えているところでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 ホールで聞き取れなかったというご指摘でございますけれども、今回の改修により音響設備等が聞きやすくなるものと考えてございます。

次に、親水広場の具体的内容でございますけれども、今後実施設計等を行いますので、実施設計等内容が固まりましたら説明していきたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 議案第50号の3回目の質疑を行いたいと思います。

参加要件を隣々接まで広げて17事業者あるということですが、結果的に応札した5者のうち2者が辞退して3者になってしまったことについて、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

それから、25年度の通知で労務単価が15%上昇していると、実際に下請、孫請、その下の従事者が本当に15%上がっているのかどうか、あわせてこういうところもきちんと見ていく必要があるのではないかと思います。

ここでは3者だったのはなぜかということで、どのように総括しておられるのか、この点についてのみ伺いたいと思います。

一般会計補正予算についてはもう一点だけ伺いたいと思うんですが、複合型交流拠点施設は、今後基本設計を委託していく場合に震災前と同じようなプロポーザル方式をとるのかどうか、その辺の委託の方法をどのように考えているのか。これまでのこと等々が生かされるように進めていきたいということでもありますけれども、この1点について伺いたいと思います。

教育関係では、「実施設計を行った後に具体的なことは」ということでもありますけれども、今回補正が出ているわけですから、この補正に賛成するのか反対するのか、何が不足しているのか考えた場合に、この山吹運動公園の親水広場の整備が本当に市民、あるいは親子にとって憩いの場の親水公園になるのかどうか判断がつきかねるわけです。今答弁されたような内容しか検討されていないのかどうか、もう一度この点について伺いたいと思います。遊具と一体的に工事をすれば工事費も縮減できることはわかりましたけれども、親水公園のイメージはこういうものだと、もうちょっと具体的にお話しいただければと思います。

それとこういう場合には概要をその前に出してください。これは要望です。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 ご質問にお答えします。入札について隣々接まで広げた場合に対象が17者となっておりますが、そのうち5者申請で3者入札2者辞退という事実について

どう考えるかということですが、入札の参加者数については、参加要件を満たす17の事業者が、1回目の答弁で述べましたような経済状況や諸条件などを勘案して総合的に判断した結果によるものであると考えています。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 2回目のご質問にお答えいたします。

前回のプロポーザルの結果、さらには震災前の業務内容等を生かす考えでございます。新たにプロポーザルを行う予定はございません。

以上でございます。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 具体的なイメージということですが、先ほども申しましたように、地面からランダムに間欠泉みたいな形で水が噴き出したり、あるいは噴水ができたり、あとは日陰とか植栽等を考えてございます。

〔「噴水を作るといえばそれもできるのですね」と呼ぶ者あり〕

○山崎修一教育次長 そうです、はい。まだ計画段階ですから。

○後藤守議長 次、5番深谷渉議員の発言を許します。

〔5番 深谷渉議員 質問席へ〕

○5番（深谷渉議員） 5番公明党の深谷渉でございます。私は議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について、議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について、以上2件の議案について質疑をいたします。

今回のこの2件の条例制定について、私は平成22年9月の定例会で条例制定のお考えを伺いました。当時の担当部長は、「当市の地域性を考慮しながら条例の制定を含めて実効性の高い空き地・空き家の対策を検討してまいりたい」とご答弁され、市長も「できるだけ早い時期にこの条例の制定に向けて進めてまいりたい」とご答弁いただきました。今回のこの2つの議案の提出に対して、関係執行部の方々のご努力に感謝を申し上げます。

議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について、以下4点について質疑をいたします。

1つ目は、第1条で、この条例の目的は市民の生活環境の保全を目的としていますが、宇治市の条例のように優良農地の保護を目的の1つとして挙げ、2条の空き地の定義の中にも「休耕農地を含むその他の休閑地」としてあります。この2条の空き地の定義の中にもそういった休耕農地を空き地として定義をする検討をなされたのかお伺いいたします。

2つ目は、2条の空き地の定義でありますけれども、「住宅周辺の土地」とはどこまでを指すのでしょうか。その解釈の範囲について伺います。

3つ目として、6条の助言・指導及び勧告の段階で、当該所有者から業者のあっせんの申し出があった場合、どのように対応するのかお伺いいたします。また、あらかじめ業者の指定を受けようとする者の申請などを受け付けることを計画しているのか伺います。

4点目といたしまして、6条2項及び7条の勧告・措置命令の中で、当該所有者の履行期限に

ついて施行規則でも定めていない事由についてお伺いいたします。他市の条例などを見ますと「30日以内の履行期限を定めて行う」などと施行規則の中で定めている場合もありますけれども、本市の考え方をお伺いいたします。

次に、議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について、以下5点の質疑をいたします。

1つ目として、第1条の目的で、その保護法益として生活環境保護を規定しなかった事由について伺います。他市の数例の空き家対策条例を拝見しますと、その条例で何を守るのかという保護法益として、生活環境保護と防災安全の2種類を挙げているところが多くあります。本市が防災安全に絞って規定した事由についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、6条の緊急安全措置についてお伺いいたします。6条の解釈として、当該家屋に対して安全性に問題があり、危険な状態が切迫している場合、必要最低限の対応をしたほうがよいという情報は行政から当該所有者に伝えられるけれども、当該所有者は自分ではその対応ができないために、行政と委託契約を締結してその対応を依頼することと理解してよろしいのかお伺いをいたします。

3点目として、7条の助言・指導及び勧告の段階で、当該所有者から——これは空き地と同じでありますけれども、業者のあっせんの申し出があった場合、どのように対応するのかお伺いします。また、あらかじめ業者の指定を受けようとする者の申請などを受け付けることを計画しているのかお伺いをいたします。

4点目といたしまして、7条2項、また8条の勧告措置命令の中で、当該所有者の履行期限の考え方についてお伺いをいたします。

5点目といたしまして、今回のこの空き家条例でありますけれども、やはり財産権の規制にかかわる一定の措置の命令を出す場合、そしてまた、建物の危険度を判定するには法律や建築の専門性を持った有識者の意見も必要と考えます。そのような諮問機関を設置する計画があるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質疑を終了します。ご答弁よろしくお願ひします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 ただいま議案第45号及び議案第46号についてご質問がございました。

まず最初に、議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定に関するご質問にお答えいたします。1点目の空き地に休耕農地を含める検討はなされたのか、2点目の空き地の定義において住宅周辺の土地とはどこまでを指すのか、この2点についてお答えいたします。

本条例の制定に当たりましては、関係職員を委員とした空き地及び空き家等対策委員会を設置しまして内容の検討を行ったところでございます。本条例の対象となる空き地につきましては、市内に所在する宅地化された土地、または住宅周辺の土地で現に人が使用していない土地を定義としております。これらの土地のうち、本条例の制定の目的にありますように、市民の生活環境の保全のため、近隣に居住する市民の日常生活に支障を来すような雑草等が繁茂状態など管理不

良な状態にある土地であれば、地目に関係なく本条例の対象としております。したがって、遊休農地も含めることになっております。

2つ目の住宅周辺の土地の範囲につきましては、住家の近隣に所在する土地であれば該当することになりますが、現地調査を行ってその現状を確認した上で判断してまいりたいと思います。

3点目の助言・指導または勧告の段階での所有者等からの業者のあっせんの申し出があったときの対応につきましては、助言・指導の際に所有者などから事情を伺い、処理業者の紹介や管理協力を申し出た地域住民の仲介など、当該空き地の管理不良状態の解消に向けた助言を行ってまいりたいと思います。

4点目の勧告措置命令の履行期限を定めていない事由につきましては、当該空き地の面積や管理不良の状態など、それぞれ異なることが想定されます。このようなことからそれぞれのケースにより対応することとしております。そういったことから履行期限の明記はしておりませんが、先ほども宇野議員からご質問があったように、助言・指導より原則2週間から1カ月を目安として履行状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案第46号の制定に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の条例の目的に生活環境の保全を明記しなかった事由についてでございますけれども、本条例の対象となる空き家につきましては、常時無人の状態の建物であり、当該建物が本来の機能を果たせないほど破損し、倒壊などの危険が生じるおそれのある状態にある建物としまして、当該建物自体の危険を解消することを目的としております。したがって、老朽化による見た目などの景観的要素から生じる生活環境面につきましては、本条例の対象としなかったということがございます。そのために生活環境の保全については明記しておりません。

2点目の勧告命令の履行期限を定めていない理由についてでございますけれども、空き地に関する対応と同様に、それぞれのケースに応じて助言・指導より原則2週間から1カ月を目安として履行状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

3点目の助言・指導または勧告の段階で当該所有者からあっせんの申し出があったときの対応につきましては、空き地に関する対応と同様に、助言・指導の際に所有者などから事情を伺い、処理業者の紹介や管理能力を用いた地域住民との仲介など、当該空き家の管理不全状態の解消に向けた助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

4点目の緊急安全措置の取り扱いにつきましては、助言・指導の段階で今後の条例に基づく手続について説明し、あらかじめ同意書などを取り交わしまして、実施に当たっては所有者等の契約により措置していきたいと考えております。

5点目の専門家からなる諮問機関の設置につきましては、庁内の関係職員を委員とした対策会議を設置しまして対策の協議を行い、勧告や措置命令等の行政指導を行ってまいります。なお、法的問題につきましては、顧問弁護士の助言をいただきながら対処してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷渉議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

議案第45号について1点質問いたします。空き地の定義でありますけれども、条例によっては鉄道敷、道路敷、河川敷、その他空き地に準ずる土地が不良状態であると認めるときには、市長は空き地に準じて所有者に対しこの条例を適用するとしています。住宅周辺の土地の解釈としてこれらも含むと考えてよろしいのかお伺いをいたします。

続きまして、議案第46号の空き家の適正管理に関する条例について、先ほど生活環境の保護をうたわない理由をお伺いいたしました。上智大学の法科大学院の北村教授は、環境法学や条例のコンサルティングをされている方ですけれども書籍もたくさん書いております。この方が、「空き家の建物が景観を損ない見苦しいという苦情に対応すべく、より早いタイミングで行政指導ができるようにするには、生活環境を保護法益とする必要がある。したがって、保護法益としては生活環境保護と防災の両者を併記するのが適切である」と述べられております。この意見に対してご所見があればお伺いしたいと思います。

もう一点ですけれども、緊急措置に対することですが、足立区などは条例の施行規則の中で、本市の3条と同様の同意事項を第1項で挙げて、第2項で「所有者と同意した場合は、同意書兼協定書を締結する」としております。このような内容を施行規則の中で記載したほうがより明確になると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

先ほど答弁がなかったんですけれども、業者を紹介するようなお話がありましたが、あらかじめ業者の指定を受けようとする者の申請などは受け付ける計画があるのかどうか、もう一度お答えを願います。

以上で私の2回目の質問を終わりにします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 2回目の4点の質問にお答えいたします。

1点目の鉄道敷、道路敷、河川敷等が住宅周辺の土地にある場合に、それらを含むものと考えてよろしいのかというご質問でございますけれども、そのとおりに含むという解釈で進めたいと思います。

それから2点目の、上智大学の北村先生の景観に対しての所見ということでございますけれども、今回条例を制定してご提案しましたが、その制定の際には検討委員会を開催して実施しました。その中で上智大学の先生のご指摘するような件につきましては、私どもの制定する条例については、先ほどご説明したように、危険の回避を図る目的を優先して、生活環境保護をこの目的とはしていないということでございます。

それから、足立区の例を挙げまして、同意書兼協定書を締結することにつきましては、この方向で検討していきたいと考えております。

それから、業者の指定を受けようとする者の申請などを受け付けることを計画しているか、この点の質問につきましては、現在は計画しておりません。

以上でございます。

○後藤守議長 次、5番深谷渉議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

いずれにしましても、空き地・空き家の適正管理に関する条例，非常にハードな条例だと思います。ひたちなか市等では空き地に関する問い合わせが年間300件以上あるとお聞きしております。そういった意味で，今後執行部の方々に大変ご苦勞をおかけすると思えますけれども，しっかりとした対応をよろしく願います。

以上で私の質疑を終わりにします。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 ただいま議題となっております議案第45号から議案第56号まで，以上12件については，お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

○後藤守議長 以上で，本日の議事は議了いたしました。

次回は，6月24日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分散会